

新旧対照表

○建築基準法施行規則

新	旧
<p>建築基準法施行規則 ～定期報告関連抜粋～</p>	<p>建築基準法施行規則 ～定期報告関連抜粋～</p>
<p>(建築物の定期報告)</p>	<p>(建築物の定期報告)</p>
<p>第五条 法第十二条第一項の規定による報告の時期は、建築物の用途、構造、延べ面積等に応じて、おおむね六月から三年までの間隔において特定行政庁が定める時期（<u>次のいずれかに該当する</u>場合においては、その直後の時期を除く。）とする。</p>	<p>第五条 法第十二条第一項（<u>法第八十八条第一項又は第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。</u>）の規定による報告の時期は、建築物の用途、構造、延べ面積等に応じて、おおむね六月から三年までの間隔において特定行政庁が定める時期（<u>法第十二条第一項の規定による指定があつた日以後の新築又は改築（一部の改築を除く。）に係る建築物について、建築主が法第七条第五項（法第八十七条の二又は法第八十八条第一項において準用する場合を含む。第六条第一項において同じ。）又は法第七条の二第五項（法第八十七条の二又は法第八十八条第一項において準用する場合を含む。第六条第一項において同じ。）の規定による検査済証の交付を受けた場合においては、その直後の時期を除く。）とする。</u></p>
<p><u>一 法第十二条第一項の安全上、防火上又は衛生上特に重要であるものとして政令で定める建築物について、建築主が法第七条第五項又は法第七条の二第五項の規定による検査済証（新築又は改築（一部の改築を除く。）に係るものに限る。）の交付を受けた場合</u></p>	<p>（新設）</p>
<p><u>二 法第十二条第一項の規定により特定行政庁が指定する建築物について、建築主が法第七条第五項又は法第七条の二第五項の規定による検査済証（当該指定があつた日以後の新築又は改築（一部の改築を除く。）に係るものに限る。）の交付を受けた場合</u></p>	<p>（新設）</p>
<p>2 法第十二条第一項の規定による調査は、建築物の敷地、構造及び建築設備の状況について安全上、<u>防火上又は衛生上</u>支障がないことを確認するために十分なものとして行うものとし、当該調査の項目、方法及び結果の判定基準は国土交通大臣の定めるところによるものとする。</p>	<p>2 法第十二条第一項の規定による調査は、建築物の敷地、構造及び建築設備の状況について安全上支障がないことを確認するために十分なものとして行うものとし、当該調査の項目、方法及び結果の判定基準は国土交通大臣の定めるところによるものとする。</p>
<p>3 法第十二条第一項の規定による報告は、<u>別記第三十六号の二様式</u>による報告書及び<u>別記第三十六号の三様式</u>による定期調査報告概要書に国土交通大臣が定める調査結果表を添えてするものとする。ただし、特定行政庁が規則により<u>別記第三十六号の二様式</u>、<u>別記第三十六号の三様式</u>又は国土交通大臣が定める調査結果表に定める事項その他の事項を記載する報告書の様</p>	<p>3 法第十二条第一項の規定による報告は、<u>別記第三十六号の二の四様式</u>による報告書及び<u>別記第三十六号の二の五様式</u>による定期調査報告概要書に国土交通大臣が定める調査結果表を添えてするものとする。ただし、特定行政庁が規則により<u>別記第三十六号の二の四様式</u>、<u>別記第三十六号の二の五様式</u>又は国土交通大臣が定める調査結果表に定める事項その他の事項を記載する報</p>

新	旧
<p>式又は調査結果表を定めた場合にあつては、当該様式による報告書又は当該調査結果表によるものとする。</p>	<p>告書の様式又は調査結果表を定めた場合にあつては、当該様式による報告書又は当該調査結果表によるものとする。</p>
<p>4 (略) (国の機関の長等による建築物の点検)</p>	<p>4 (略) (国の機関の長等による建築物の点検)</p>
<p>第五条の二 法第十二条第二項の点検（次項において単に「点検」という。）は、建築物の敷地及び構造の状況について安全上、<u>防火上又は衛生上</u>支障がないことを確認するために十分なものとして三年以内ごとに行うものとし、当該点検の項目、方法及び結果の判定基準は国土交通大臣の定めるところによるものとする。</p>	<p>第五条の二 法第十二条第二項（<u>法第八十八条第一項又は第三項において準用する場合を含む。</u>）の点検（次項において単に「点検」という。）は、建築物の敷地及び構造の状況について安全上支障がないことを確認するために十分なものとして三年以内ごとに行うものとし、当該点検の項目、方法及び結果の判定基準は国土交通大臣の定めるところによるものとする。</p>
<p>2 法第十八条第十八項の規定による検査済証の交付を受けた日以後最初の点検については、前項の規定にかかわらず、当該検査済証の交付を受けた日から起算して六年以内に行うものとする。</p>	<p>2 法第十八条第十八項（法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定による検査済証の交付を受けた日以後最初の点検については、前項の規定にかかわらず、当該検査済証の交付を受けた日から起算して六年以内に行うものとする。</p>
<p>(建築設備等の定期報告)</p>	<p>(建築設備等の定期報告)</p>
<p>第六条 法第十二条第三項の規定による報告の時期は、<u>建築設備又は防火設備</u>（以下「建築設備等」という。）の種類、用途、構造等に応じておおむね六月から一年まで（ただし、国土交通大臣が定める検査の項目については、一年から三年まで）の間隔において特定行政庁が定める時期（<u>次のいずれかに該当する場合においては、その直後の時期を除く。</u>）とする。</p>	<p>第六条 法第十二条第三項（<u>法第八十八条第一項又は第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。</u>）の規定による報告の時期は、<u>建築設備、法第六十六条に規定する工作物（高さ四メートルを超えるものに限る。）又は法第八十八条第一項に規定する昇降機等</u>（以下「建築設備等」という。）の種類、用途、構造等に応じて、おおむね六月から一年まで（ただし、国土交通大臣が定める検査の項目については、一年から三年まで）の間隔において特定行政庁が定める時期（<u>法第十二条第三項の規定による指定があつた日以後の設置又は築造に係る建築設備等について、設置者又は築造主が法第七条第五項又は法第七条の二第五項の規定による検査済証の交付を受けた場合においては、その直後の時期を除く。</u>）とする。</p>
<p>一 <u>法第十二条第三項の安全上、防火上又は衛生上特に重要であるものとして政令で定める特定建築設備等について、設置者が法第七条第五項（法第八十七条の二において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）又は法第七条の二第五項（法第八十七条の二において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による検査済証の交付を受けた場合</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>二 <u>法第十二条第三項の規定により特定行政庁が指定する特定建築設備等について、設置者が法第七条第五項又は法第七条の二第五項の規定による検査済証（当該指定があつた日以後の設置に係るものに限る。）の交付を受けた場合</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>2 法第十二条第三項の規定による検査は、<u>建築設備等</u>の状況について安全上、</p>	<p>2 法第十二条第三項の規定による検査は、<u>建築設備</u>の状況について安全上支</p>

新	旧
<p><u>防火上又は衛生上</u>支障がないことを確認するために十分なものとして行うものとし、当該検査の項目、事項、方法及び結果の判定基準は国土交通大臣の定めるところによるものとする。</p>	<p>障がないことを確認するために十分なものとして行うものとし、当該検査の項目、事項、方法及び結果の判定基準は国土交通大臣の定めるところによるものとする。</p>
<p>3 法第十二条第三項の規定による報告は、昇降機にあっては別記第三十六号の四様式による報告書及び別記第三十六号の五様式による定期検査報告概要書に、<u>建築設備</u>（昇降機を除く。）にあっては別記第三十六号の六様式による報告書及び別記第三十六号の七様式による定期検査報告概要書に、<u>防火設備にあっては別記第三十六号の八様式による報告書及び別記第三十六号の九様式による定期検査報告概要書に、それぞれ</u>国土交通大臣が定める検査結果表を添えてするものとする。ただし特定行政庁が規則により別記第三十六号の四様式、別記第三十六号の五様式、別記第三十六号の六様式、別記第三十六号の七様式、別記第三十六号の八様式、別記第三十六号の九様式又は国土交通大臣が定める検査結果表その他の事項を記載する報告書の様式又は検査結果表を定めた場合にあつては、当該様式による報告書又は当該検査結果表によるものとする。</p>	<p>3 法第十二条第三項の規定による報告は、昇降機（令第一百三十八条第二項第一号に掲げる乗用エレベーター又はエスカレーターを含む。以下この条において同じ。）にあっては別記第三十六号の三様式による報告書及び別記第三十六号の三の二様式による定期検査報告概要書に、令第一百三十八条第二項第二号又は第三号に掲げる遊戯施設（以下単に「遊戯施設」という。）にあっては別記第三十六号の三の三様式による報告書及び別記第三十六号の三の四様式による定期検査報告概要書に、<u>建築設備等</u>（昇降機及び遊戯施設を除く。）にあっては別記第三十六号の四様式による報告書及び別記第三十六号の四の二様式による定期検査報告概要書にそれぞれ国土交通大臣が定める検査結果表を添えてするものとする。ただし、特定行政庁が規則により別記第三十六号の三様式、別記第三十六号の三の二様式、別記第三十六号の三の三様式、別記第三十六号の三の四様式、別記第三十六号の四様式、別記第三十六号の四の二様式又は国土交通大臣が定める検査結果表その他の事項を記載する報告書の様式又は検査結果表を定めた場合にあつては、当該様式による報告書又は当該検査結果表によるものとする。</p>
<p>4 （略） （国の機関の長等による建築設備等の点検）</p>	<p>4 （略） （国の機関の長等による建築設備等の点検）</p>
<p>第六条の二 法第十二条第四項の点検（次項において単に「点検」という。）は、<u>建築設備等</u>の状況について安全上、<u>防火上又は衛生上</u>支障がないことを確認するために十分なものとして一年（ただし、国土交通大臣が定める点検の項目については三年）以内ごとに行うものとし、当該点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準は国土交通大臣の定めるところによるものとする。</p>	<p>第六条の二 法第十二条第四項（法第八十八条第一項又は第3項において準用する場合を含む。）の点検（次項において単に「点検」という。）は、<u>建築設備</u>の状況について安全上支障がないことを確認するために十分なものとして一年（ただし、国土交通大臣が定める点検の項目については三年）以内ごとに行うものとし、当該点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準は国土交通大臣の定めるところによるものとする。</p>
<p>2 法第十八条第十八項（法第八十七条の二において準用する場合を含む。）の規定による検査済証の交付を受けた日以後最初の点検については、前項の規定にかかわらず、当該検査済証の交付を受けた日から起算して二年（ただし、国土交通大臣が定める点検の項目については六年）以内に行うものとする。</p>	<p>2 法第十八条第十八項（法第八十七条の二又は法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定による検査済証の交付を受けた日以後最初の点検については、前項の規定にかかわらず、当該検査済証の交付を受けた日から起算して二年（ただし、国土交通大臣が定める点検の項目については六年）以内に行うものとする。</p>
<p><u>（工作物の定期報告）</u> 第六条の二の二 法第八十八条第一項及び第三項において準用する法第十二条第一項及び第三項の規定による報告の時期は、<u>法第六十六条に規定する工作</u></p>	<p><u>（新設）</u></p>

新	旧
<p>物（高さ四メートルを超えるものに限る。以下「看板等」という。）又は法第八十八条第一項に規定する昇降機等（以下単に「昇降機等」という。）（次項及び次条第一項においてこれらを総称して単に「工作物」という。）の種類、用途、構造等に応じて、おおむね六月から一年まで（ただし、国土交通大臣が定める検査の項目については、一年から三年まで）の間隔において特定行政庁が定める時期（次のいずれかに該当する場合には、その直後の時期を除く。）とする。</p> <p>一 法第八十八条第一項において準用する法第十二条第一項及び第三項の政令で定める昇降機等について、築造主が法第七条第五項又は法第七条の二第五項の規定による検査済証（新築又は改築（一部の改築を除く。）に係るものに限る。）の交付を受けた場合</p> <p>二 法第八十八条第一項及び第三項において準用する法第十二条第一項及び第三項の規定により特定行政庁が指定する工作物について、築造主が法第七条第五項又は法第七条の二第五項の規定による検査済証（当該指定があった日以後の新築又は改築（一部の改築を除く。）に係るものに限る。）の交付を受けた場合</p> <p>2 法第八十八条第一項及び第三項において準用する法第十二条第一項及び第三項の規定による調査及び検査は、工作物の状況について安全上、防火上又は衛生上支障がないことを確認するために十分なものとして行うものとし、当該調査及び検査の項目、事項、方法及び結果の判定基準は国土交通大臣の定めるところによるものとする。</p> <p>3 法第八十八条第一項及び第三項において準用する法第十二条第一項及び第三項の規定による報告は、看板等にあつては別記第三十六号の六様式による報告書及び別記第三十六号の七様式による定期検査報告概要書に、観光用エレベーター等にあつては別記第三十六号の四様式による報告書及び別記第三十六号の五様式による定期検査報告概要書に、令第一百三十八条第二項第二号又は第三号に掲げる遊戯施設（以下単に「遊戯施設」という。）にあつては別記第三十六号の十様式による報告書及び別記第三十六号の十一様式による定期検査報告概要書に、それぞれ国土交通大臣が定める検査結果表を添えてするものとする。ただし、特定行政庁が規則により別記第三十六号の四様式、別記第三十六号の五様式、別記第三十六号の六様式、別記第三十六号の七様式、別記第三十六号の十様式、別記第三十六号の十一様式又は国土交通大臣が定める検査結果表その他の事項を記載する報告書の様式又は検査結果表を定めた場合にあつては、当該様式による報告書又は当該検査結果表によるも</p>	

新	旧
<p><u>のとする。</u></p> <p><u>4 法第八十八条第一項及び第三項において準用する法第十二条第一項及び第三項の規定による報告は、前項の報告書及び調査結果表に、特定行政庁が工作物の状況を把握するために必要と認めて規則で定める書類を添えて行わなければならない。</u></p> <p><u>(国の機関の長等による工作物の点検)</u></p> <p><u>第六条の二の三 法第八十八条第一項及び第三項において準用する法第十二条第二項及び第四項の点検（次項において単に「点検」という。）は、工作物の状況について安全上、防火上又は衛生上支障がないことを確認するために十分なものとして一年（ただし、国土交通大臣が定める点検の項目については三年）以内ごとに行うものとし、当該点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準は国土交通大臣の定めるところによるものとする。</u></p> <p><u>2 法第八十八条第一項及び第三項において準用する法第十八条第十八項の規定による検査済証の交付を受けた日以後最初の点検については、前項の規定にかかわらず、当該検査済証の交付を受けた日から起算して二年（ただし、国土交通大臣が定める点検の項目については六年）以内に行うものとする。</u></p> <p><u>(台帳の記載事項等)</u></p> <p>第六条の三 法第十二条第八項（<u>法第八十八条第一項から第三項までにおいて準用する場合を含む。以下この条において同じ。</u>）に規定する台帳は、次の各号に掲げる台帳の種類ごとに、それぞれ当該各号に定める事項を記載しなければならない。</p> <p>一 建築物に係る台帳 次のイ及びロに掲げる事項</p> <p>イ 別記第三号様式による建築計画概要書（第三面を除く。）、<u>別記第三十六号の三様式</u>による定期調査報告概要書、別記第三十七号様式による建築基準法令による処分等の概要書（以下この項及び第十一条の四第一項第五号において「処分等概要書」という。）及び別記第六十七号の四様式による全体計画概要書（以下単に「全体計画概要書」という。）に記載すべき事項</p> <p>ロ （略）</p> <p>二 建築設備に係る台帳 次のイ及びロに掲げる事項</p> <p>イ 別記第八号様式による申請書の第二面、<u>別記第三十六号の五様式</u>による定期検査報告概要書（<u>観光用エレベーター等</u>に係るものを除く。）、<u>別記第三十六号の七様式</u>による定期検査報告概要書（<u>看板等</u>に係るものを除く。）及び処分等概要書並びに別記第四十二号の七様式による通知</p>	<p><u>(新設)</u></p> <p>(台帳の記載事項等)</p> <p>第六条の三 法第十二条第八項に規定する台帳は、次の各号に掲げる台帳の種類ごとに、それぞれ当該各号に定める事項を記載しなければならない。</p> <p>一 建築物に係る台帳 次のイ及びロに掲げる事項</p> <p>イ 別記第三号様式による建築計画概要書（第三面を除く。）、<u>別記第三十六号の二の五様式</u>による定期調査報告概要書、別記第三十七号様式による建築基準法令による処分等の概要書（以下この項及び第十一条の四第一項第五号において「処分等概要書」という。）及び別記第六十七号の四様式による全体計画概要書（以下単に「全体計画概要書」という。）に記載すべき事項</p> <p>ロ （略）</p> <p>二 建築設備に係る台帳 次のイ及びロに掲げる事項</p> <p>イ 別記第八号様式による申請書の第二面、<u>別記第三十六号の三の二様式</u>による定期検査報告概要書（<u>法第八十八条第一項に規定する昇降機等</u>に係るものを除く。）、<u>別記第三十六号の四の二様式</u>による定期検査報告概要書及び処分等概要書並びに別記第四十二号の七様式による通知書の</p>

新	旧
<p>書の第二面に記載すべき事項</p> <p>ロ (略)</p> <p>三 <u>防火設備に係る台帳 別記第三十六号の九様式による定期検査報告概要書その他特定行政庁が必要と認める事項</u></p> <p>四 工作物に係る台帳 次のイからニまでに掲げる事項</p> <p>イ 法第八十八条第一項に規定する工作物にあつては、別記第十号様式 (<u>観光用エレベーター等</u>) にあつては、別記第八号様式 (昇降機用)) による申請書の第二面及び別記第四十二号の九様式 (<u>観光用エレベーター等</u>) にあつては、別記第四十二号の七様式 (昇降機用)) による通知書の第二面に記載すべき事項</p> <p>ロ (略)</p> <p>ハ <u>別記第三十六号の五様式</u>による定期検査報告概要書 (<u>観光用エレベーター等に係るものに限る。</u>)、<u>別記第三十六号の七様式による定期検査報告概要書 (看板等に係るものに限る。)</u> 及び<u>別記第三十六号の十一様式による定期検査報告概要書</u>並びに処分等概要書に記載すべき事項</p> <p>ニ (略)</p> <p>2 法第十二条第八項の国土交通省令で定める書類は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～六 (略)</p>	<p>第二面に記載すべき事項</p> <p>ロ (略)</p> <p>三 工作物に係る台帳 次のイからニまでに掲げる事項</p> <p>イ 法第八十八条第一項に規定する工作物にあつては、別記第十号様式 (<u>令</u>第百三十八条第二項第一号に掲げる<u>工作物</u>) にあつては、別記第八号様式 (昇降機用)) による申請書の第二面及び別記第四十二号の九様式 (<u>令</u>第百三十八条第二項第一号に掲げる<u>工作物</u>) にあつては、別記第四十二号の七様式 (昇降機用)) による通知書の第二面に記載すべき事項</p> <p>ロ (略)</p> <p>ハ <u>別記第三十六号の三の二様式</u>による定期検査報告概要書 (<u>令</u>第百三十八条第二項第一号に掲げる<u>乗用エレベーター又はエスカレーター</u>に限る。) 及び<u>別記第三十六号の三の四様式</u>による定期検査報告概要書並びに処分等概要書に記載すべき事項</p> <p>ニ (略)</p> <p>2 法第十二条第八項の国土交通省令で定める書類は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～六 (略)</p>
<p>七 第五条第三項に規定する書類</p> <p>八 第六条第三項に規定する書類</p> <p><u>九 第六条の二の二第三項に規定する書類</u></p> <p><u>十</u> (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 法第十二条第八項に規定する台帳 (第二項に規定する書類を除き、前項の規定による記録が行われた同項のファイルまたは磁気ディスク等を含む。) は、当該建築物 <u>又は工作物</u> が滅失し、又は除却されるまで、保存しなければならない。</p> <p>5 第二項に規定する書類 (第三項の規定による記録が行われた同項のファイルまたは磁気ディスク等を含む。) は、次の各号の書類の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間保存しなければならない。</p> <p>一 第二項第一号から第六号まで及び<u>第十号</u>の図書及び書類 当該建築物、建築設備又は工作物に係る確認済証 (計画の変更に係るものを除く。) の交付の日から起算して十五年間</p> <p>二 第二項第七号 <u>から第九号まで</u>の書類 特定行政庁が定める期間</p>	<p>七 第五条第三項に規定する書類</p> <p>八 第六条第三項に規定する書類</p> <p><u>九</u> (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 法第十二条第八項に規定する台帳 (第二項に規定する書類を除き、前項の規定による記録が行われた同項のファイルまたは磁気ディスク等を含む。) は、当該建築物が滅失し、又は除却されるまで、保存しなければならない。</p> <p>5 第二項に規定する書類 (第三項の規定による記録が行われた同項のファイルまたは磁気ディスク等を含む。) は、次の各号の書類の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間保存しなければならない。</p> <p>一 第二項第一号から第六号まで及び<u>第九号</u>の図書及び書類 当該建築物、建築設備又は工作物に係る確認済証 (計画の変更に係るものを除く。) の交付の日から起算して十五年間</p> <p>二 第二項第七号 <u>及び第八号</u>の書類 特定行政庁が定める期間</p>

新	旧
<p>6 (略)</p> <p><u>(附則)</u></p> <p><u>第一条 この省令は建築基準法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第五十四号。以下「改正法」という。）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成二十八年六月一日。以下「施行日」という。）から施行する。ただし次条第一項の規定は、公布の日から施行する。）</u></p> <p><u>(建築基準法施行規則の一部改正に伴う経過措置)</u></p> <p><u>第二条 (略)</u></p> <p><u>2 (略)</u></p> <p><u>3 (略)</u></p> <p><u>4 小荷物専用昇降機及び防火設備（第一条の規定の施行の際現に存するもの又は施行日から平成二十九年五月三十一日までの間に建築基準法第七条第五項又は同法第七条の二第五項（いずれも同法第八十七条の二において準用する場合を含む。）の規定による検査済証の交付を受けたものに限る。）に関する同法第十二条第三項の規定による報告に対する新施行規則第六条第一項の規定の適用については、平成三十一年五月三十一日までの間は、同項中「おおむね六月から一年まで（ただし、国土交通大臣が定める検査の項目については、一年から三年まで）の間隔をおいて特定行政庁が定める時期（次のいずれかに該当する場合においては、その直後の時期を除く。）とあるのは、「平成二十八年六月一日から平成三十一年までの間で特定行政庁が定める時期」とする。</u></p> <p><u>5 第一条の規定の施行の際現に存する防火設備に関する建築基準法第十二条第四項の点検に対する新施行規則第六条の二第一項の規定の適用については、平成三十一年五月三十一日までの間は、同項中「一年（ただし、国土交通大臣が定める検査の項目については、三年）以内ごと」とあるのは、「平成三十一年五月三十一日までの間」とし、同条第二項の規定は、適用しない。</u></p>	<p>6 (略)</p>